

遺産分割協議書への氏名の記載方法及び押印する印鑑

1. 遺産分割協議書の作成

遺産分割は共同相続人間の合意があれば成立しますので、法律上は遺産分割協議書を作成しなければならないといった規定はなく、書き方や作成手順も設けていません。また、遺産分割協議書に各相続人が押印する印鑑についても、何も実印を用いる必要はなく、実印の代わりに認印や拇印を用いても、遺産分割協議書自体が無効にはなりません。

遺産分割協議書を作成する理由は、大きく分けて以下の3つが考えられます。

- ① 相続人間のトラブル回避（合意した協議内容を書面に残して明確にしておくため）
- ② 相続財産の相続手続きを行うため（不動産・預貯金など）
- ③ 相続税の特例の適用を受けて申告するため

2. 遺産分割協議書になぜ実印を押印するのか

実務上は、遺産分割協議書には「実印」で押印するのが一般的です。その理由は二つあります。

- ① 日本において、市町村役場に登録してある印鑑（実印）は、誰もが勝手に手にすることができるわけがないため、押印者は本人であるということを証明する意味をもっていること。
- ② 不動産の相続登記をするときに、実印を用いた遺産分割協議書を、登記申請時に添付する必要があること。なお、不動産登記令第16条・17条・18条の規定により添付する印鑑証明書は作成後3か月以内のものに限られますが、相続登記の際の印鑑証明書（※）はこれに該当しません。（所有権移転登記申請書（相続・遺産分割）記載例<解説及び注意事項等>注6）

※ 遺産分割協議書に印鑑証明書の添付が要求されているのは、その遺産分割協議が相続人全員の合意に基づくものであることを裏付けるためです。そのため、印鑑証明書の日付がいくら古くても、相続人全員が遺産分割協議書に実印を押印し、印鑑証明書が添付されている以上、それから何年経ったとしても、その遺産分割協議が無効になることはないのです。印鑑証明書の日付も問われません。

遺産分割協議書を作成する際に、相続人の氏名及び押印する印鑑については、それぞれ作成する目的に応じて以下のようになります。

	遺産分割協議書への氏名の記載方法等	印鑑証明書の有効期限	摘要
遺産分割協議書	記名・押印（認印可）	—	合意した内容を文章にしたもので、署名・押印（実印）は求められていない。
不動産の相続登記	記名・押印（実印）	相続発生後に発行された印鑑証明書であれば有効期限はない	不動産の相続登記においては自署を求める規定がない。しかし、押印は実印（印鑑証明書添付）とされている。（不動産登記令16）
預貯金の相続手続き	記名・押印（実印）（※）	相続手続きに添付する印鑑証明書は相続発生後に発行されたもので3か月以内のもの	金融機関所定の相続手続き関係書類に相続人の署名・押印（実印・印鑑証明書添付）。そのため、遺産分割協議書は記名・押印でも可とする金融機関もある。
相続税法の特例適用	署名・押印（実印）	相続発生後に発行された印鑑証明書であれば有効期限はない	以下の主な特例の適用を受けるためには、遺産分割協議書に署名・押印（実印・印鑑証明書添付）が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の税額軽減（相法規1の6③一） ・小規模宅地等の特例（措法規23の2⑧一八） ・農地等についての相続税の納税猶予（措法規23の8③六） ・非上場株式等についての相続税の納税猶予（措法規23の12の3④六）

※ 一般社団法人「全国銀行協会」のHPによる「預金相続手続きに必要な書類」とは、遺産分割協議書（法定相続人全員の署名・捺印があるもの）、相続人全員の印鑑証明書などとしています。（文責：山本和義）